

枚方事業所人権推進連絡会規約

(名称)

第1条 本会は、枚方事業所人権推進連絡会(以下「連絡会」と称する。

(目的)

第2条 この連絡会は、同和問題をはじめとする人権の課題について、企業自らも社会的責任においてその解決を図るため、企業相互の協力体制を充実するとともに、関係行政機関と連携を図り推進していくことを目的とする。

(組織)

第3条 連絡会の会員は、枚方市内の公正採用選考人権啓発推進員を設置する事業所及び連絡会の目的に賛同する事業所等をもって組織する。

(事業)

第4条 連絡会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行なう。

1. 人権の課題に関する研修、講習会等の開催
2. 人権の課題に関する啓発活動
3. 人権の課題に関する情報、資料の交換
4. その他、目的達成のための必要な事業

(役員)

第5条 連絡会に次の役員を置く。

- | | | | |
|--------|-----|---------|-----|
| 1. 会 長 | 1 名 | 2. 副会長 | 若干名 |
| 3. 幹 事 | 若干名 | 4. 会計監査 | 2 名 |

(役員の選出及び任期)

第6条 役員は第3条にかかげる者のなかから総会において選出し、役員の任期は2年とする。
ただし、再任は妨げない。

2. 役員に欠員が生じたときは、その役員の所属する後任者がこれに当たりその期間は前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

1. 会長は、連絡会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 幹事は連絡会の企画運営を行なう。
4. 会計監査は、会計全般を監査し、総会に報告する。

(協力機関)

第8条 連絡会の運営を円滑に進めるため、次の各機関に指導、協力を求める。

枚方市 枚方公共職業安定所 北大阪労働基準監督署 枚方年金事務所
その他 関係機関

(会議)

第9条 会議は総会及び役員会とし必要に応じてその都度開催する。

(総会)

第10条 総会は連絡会の最高決定機関とする。

1. 総会は毎年1回会長が招集する。

ただし会長が必要と認めたときは、臨時に総会を招集することができる。

2. 総会は、会員の半数の出席により成立し、その議事は出席会員の過半数により決定する。

(総会の決定事項)

第11条 次の事項は、総会に付議しなければならない。

1. 規約の改廃

2. 活動報告及び活動方針

3. 決算及び予算

4. その他役員が必要と認めた事項

(役員会)

第12条 役員会は連絡会の執行機関とし、会長が必要に応じ適宜これを招集する。

(会費等)

第13条 連絡会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

会費は、一事業所につき年額6,000円(月額500円)とする。但し、年度途中の入会者については、月額に順じて徴収する。

(事務所)

第14条 本会の事務所を枚方市市長公室人権政策課(枚方市大垣内町2-1-20)に置く。

(その他の事項)

第15条 この規約に定めるものの他、必要な事項は会長が別に定める。

附則

1. この規約は、1981(昭和56)年11月6日から実施する。

2. この規約は、1982(昭和57)年4月1日から一部改定し、執行する。

3. この規約は、2003(平成15)年4月23日から一部改定し、執行する。

4. この規約は、2006(平成18)年4月19日から一部改定し、執行する。

5. この規約は、2014(平成26)年4月23日から一部改定し、執行する。

6. この規約は、2024(令和6)年6月6日から一部改定し、執行する。